

# 令和5年度における取組進捗状況

---

## 【目次】

1. 令和5年度フォローアップ調査概要
2. 令和5年度時点の取組状況(総括)
3. 令和5年度時点の取組進捗率
4. 令和5年度時点の取組状況

# 1. フォローアップ調査概要

- 令和5年度時点の取組進捗状況フォローアップ調査を実施。
- 調査結果を踏まえ、進捗に課題のある取組、取り組みを実施した事例を整理した。

表 取組項目一覧

取組項目	
<b>(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み</b>	
1	・ 治川市町：想定最大規模降雨における洪水を対象に避難指示等の発令基準の見直しについて検討し、情報共有を図る。
2	・ 治川市町以外：洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準の修正を行う。
3	・ 治川市町：基準水位の見直しや災害対策基本法の一部改正に伴うタイムラインの見直しを行う。
4	・ 治川市町以外：災害対策基本法の一部改正に着目したタイムラインの作成を行う。
5	・ 広域避難計画策定の推進を図る。
6	・ 広域避難訓練を実施し、住民への周知を図る。
7	・ 想定最大外力を反映した洪水HMの策定を実施する。（水防法第15条の11）
8	・ 想定最大外力を反映した洪水HMの配布及び内容の説明等により周知する。（水防法第15条の11）
9	・ 円滑な避難行動を実施するため、市町、自治会、自主防災組織、住民の取るべき行動について、段階的な訓練を実施する。
10	・ スマホ等を活用した情報発信及び、情報発信ツールを活用した避難訓練を実施する。
11	・ 水防災意識社会に関する資料等の作成による広報を推進する。
12	・ 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。
13	・ 水防災に関する説明会や、住民の方々を対象としたシンポジウム等の開催を行う。
14	・ 小中学校における水防災教育等の促進、あわせて必要に応じて教員に対する講習会も実施する。
15	・ 避難誘導時の役割分担等の体制や避難誘導に係る標識の充実を図る。
16	・ 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるとまちごとHMの検討・整備や表示板等の整備推進を図る。
17	・ 要配慮者施設における避難計画の策定を推進していく。（水防法第15条の3）
18	・ 要配慮者施設における避難計画に基づく訓練を実施していく。（水防法第15条の3）
19	・ 治川市町：住民一人一人の避難計画（「マイ・タイムライン」や「個別避難計画」）の策定推進及び訓練を実施していく。
20	・ 避難所の開設に伴う、新型コロナウイルス等の感染症等に対する避難所の対応についての検討・整備を行う。
21	・ 鉄道事業者については、大規模な気象災害が予想される場合による計画運休の時期等を検討し、情報共有を図る。

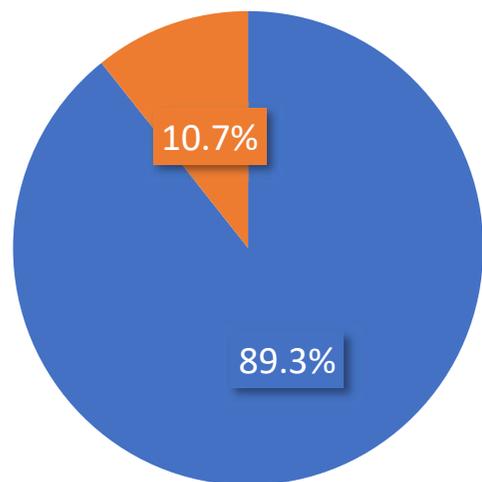
取組項目	
<b>(2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み</b>	
22	・ 水防に関する広報を推進していく。
23	・ 水防（防災）訓練を実施する。
24	・ 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施する。
25	・ 隣接市町合同による水防訓練の取組を推進していく。
26	・ 広域的な水防支援体制を推進していく。
27	・ 広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。
28	・ 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。
29	・ 治川市町：毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。
30	・ 治川市町外：水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。
31	・ 地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築を図る。
32	・ 洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定し、BCPと連携した対応マニュアルの作成を行う。
33	・ 洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成を実施する。
34	・ 大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。
35	・ 自助としての自衛水防（水防活動）の重要性を説明会等により市民へ周知する。
<b>(3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み</b>	
36	・ 河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成する。
37	・ 排水計画に基づき、氾濫した場合を想定した排水訓練を実施する。（内水氾濫も含む）

赤字：優先項目

## 2. 令和5年度時点の取組状況(総括)

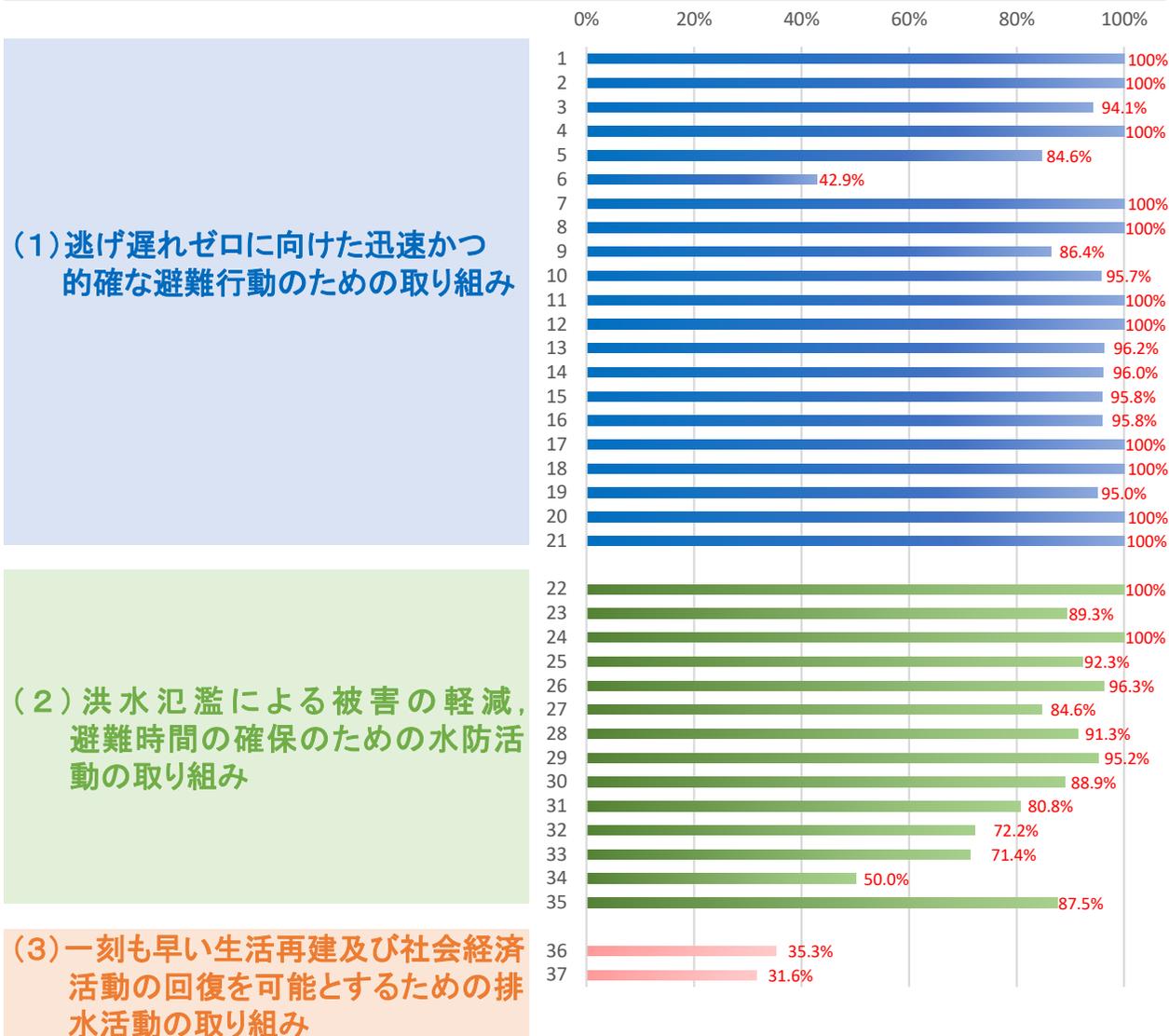
- 令和5年度時点の減災協議会全体の取組状況は約9割であり、令和4年度の取組状況より大きな変化はなかった。
- 項目ごとに進捗状況に差があり、取組進捗率を次頁に整理した。

減災協議会 全体取組状況(R5時点)



■ 実施 (649件) ■ 未実施 (78件)

減災協議会 項目別全体取組状況(R5時点)

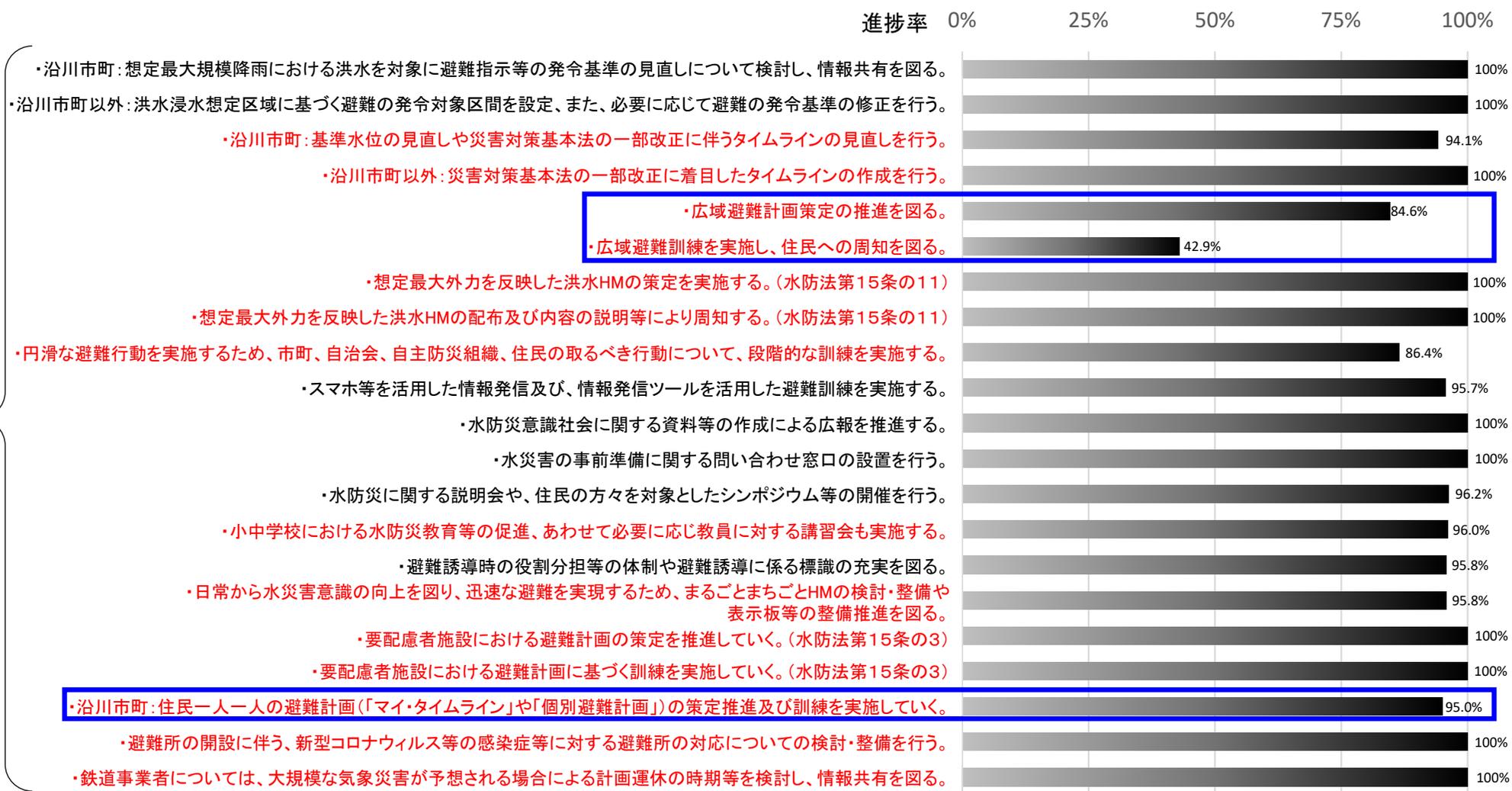


# 3. 令和5年度時点の取組進捗率 (1/2)

- 令和5年度時点の取組進捗率は、全取組の平均で90%程度となっている。
- (1) グループについては広域避難に関する取組について課題が確認される。

(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み

赤字: 優先項目



**広域避難**  
計画策定は進んでいるが、実運用や連携調整に課題がある

**マイ・タイムライン**  
R4より進捗あり

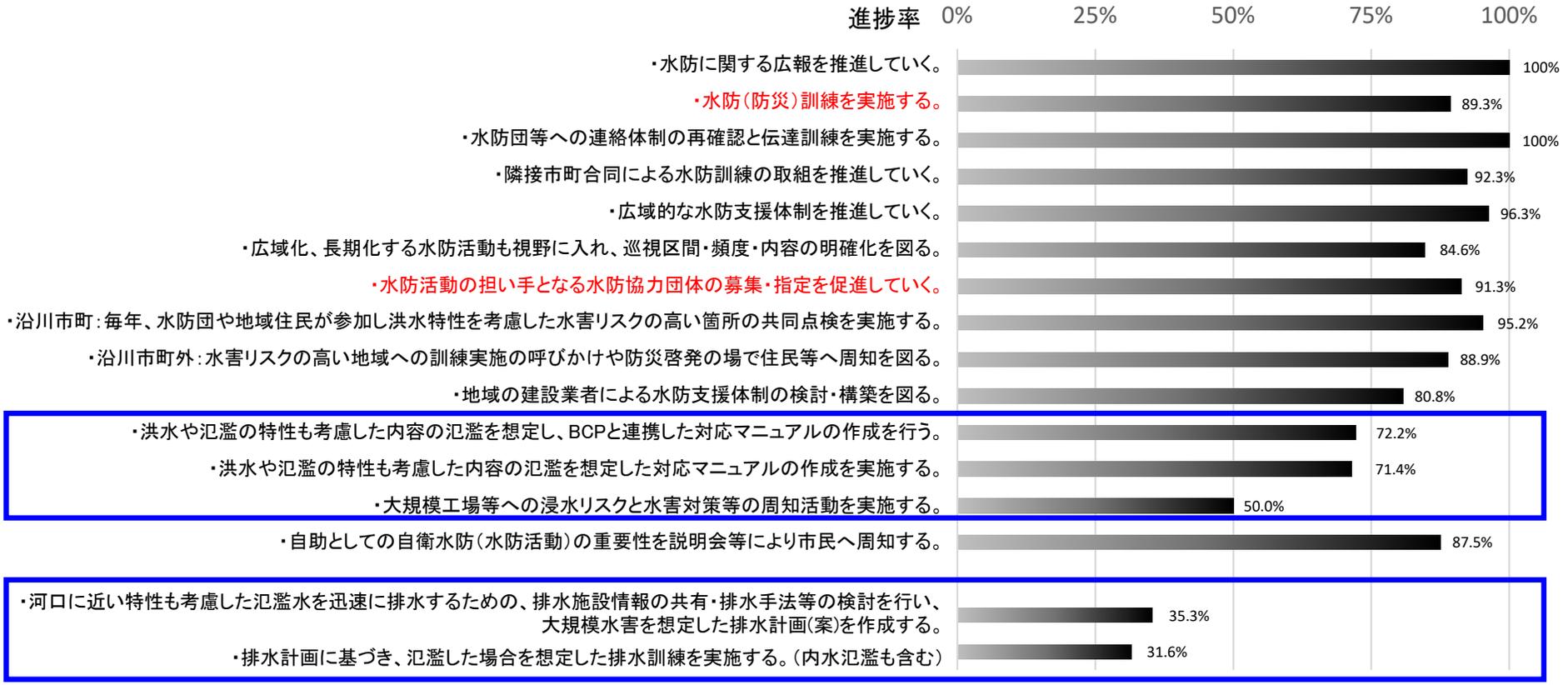
$$\text{進捗率} = \frac{R5 \text{ 「取組実施中・取組完了」 の構成員数 (●+◆)}}{\text{取組を実施する構成員数 (●+◆+○)}}$$

# 3. 令和5年度時点の取組進捗率 (2/2)

- 令和5年度時点の取組進捗率は、全取組の平均で90%程度となっている。
- (2) (3) グループについては令和4年度と同様、BCP関連や排水計画に関する取組について課題が確認される。

(2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組み

(3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組み



BCP関連  
排水計画  
R4に引き続き進捗率が低い

$$\text{進捗率} = \frac{\text{R5「取組実施中・取組完了」の構成員数 (●+◆)}}{\text{取組を実施する構成員数 (●+◆+○)}}$$

赤字  
: 優先項目



